

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

◇ 入学に伴う寄付

Q : 長女の大学進学に際し、某私立大学に寄付をして入学手続きをしましたが、都合により取りやめ国立大学へ入学させました。

この場合、納入した寄付金は返戻されないのですが、私立大学へは入学していませんので、この寄付金は寄付金控除の対象になりますか。

A : 寄付金控除の対象にはなりません。

【解説】

寄付金控除の対象となる特定寄付金から、学校の入学に関してする寄付金は除かれています。

この入学に関してする寄付金とは、入学を希望する学校に対してする寄付金で、その納入がないと入学が許可されないものや、その他入学と相当の因果関係のあるものをいいます。この場合、入学願書受付の開始日から入学が予定される年の年末までの期間内に納入したもの（入学決定後に募集の開始があったもので、新入生以外の者と同一の条件で募集されるものは除きます）は原則として入学と相当の因果関係のあるものに該当するものとして寄付金控除の対象になりません。

また、入学を希望して支出する寄付金は、入学辞退等により結果的に入学しないこととなった場合でも、この入学に関してする寄付金に該当します。

ご質問の場合、入学辞退により結果的に入学しないこととなった場合でも、入学に関してする寄付金に該当しますので、寄付金控除の対象にはなりません。

